

広島県告示第六百六十七号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十四年八月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	医療法人社団玄同会 小島病院
所 在 地	福山市駅家町大字上山守 二〇三番地
効力を有する期限	平成二十七年八月一日
備 考	更新